

先導的官民連携支援事業  
平成25年度 募集要領（第2次）

(応募受付期間)

平成25年7月10日(水)～平成25年8月23日(金) 14:00 必着

(応募申請先及び問合せ先)

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局官民連携政策課

先導的官民連携支援事業担当 鈴木、谷上

TEL：03-5253-8111（内線24224、24226）

FAX：03-5253-1548

電子メール：PPP\_PFI@mlit.go.jp

平成25年7月  
国土交通省総合政策局

# I. 先導的官民連携支援事業の概要

## 1. 目的

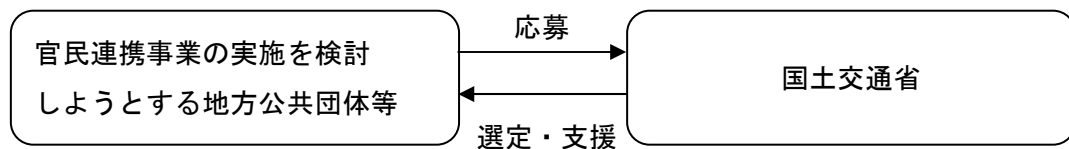
国土交通省では、経済財政運営と改革の基本方針（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、日本再興戦略（平成 25 年 6 月 14 日閣議決定）、PPP/PFI の抜本改革に向けたアクションプラン（平成 25 年 6 月 6 日民間資金等活用事業推進会議決定）等を踏まえ、財政状況が厳しさを増す中で、インフラの老朽化対策や大規模災害に備える防災・減災対策等の課題に取り組みつつ、真に必要な社会資本の整備・維持更新を的確に進めるため、新たな官民連携事業に係る具体的な案件の形成等を推進しています。

そのため、「先導的官民連携支援事業」は、地方公共団体等に対し、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成することにより、先導的な官民連携事業の事例となる案件の形成を推進することを目的としています。

### <先導的官民連携支援事業の支援スキーム>

地方公共団体等の長は、自らが管理者である（または自らが管理者となる予定の）国土交通省所管の公共施設等について、官民連携事業の実施を検討しようとする場合に、国土交通省に対して応募します。

国土交通省は、事業実施による効果等を勘案して、補助対象事業を選定し、補助金の交付を行います。



## 2. 支援事業の仕組み

### 2.1 補助対象

官民連携事業（民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して公共施設等の整備・維持管理等を行う事業）を実施しようとする地方公共団体等（公共施設等の管理者である地方公共団体または公共施設等の整備等を行う独立行政法人、公共法人）を対象とします。

### 2.2 対象事業

補助の対象は、国土交通省の所管する事業であって、対象施設の種類、事業規模、事業類型、事業方式等の面で先導的な事業例として位置付けられる官民連携事業の導入を検討するための調査とします。

また、民間の資金、能力をより積極的に活用する官民連携事業を重点的に促進する観点から、以下のⅠ～Ⅶの7つの類型（官民連携事業の類型）のいずれかに該当する官民連携事業の導入を検討するものとします。併せて、この検討に際しては、以下のA、Bの2つの分野（重点推進分野）における先導的な官民連携事業を重点的に推進することとしています（重点的に推進するという主旨で、これら重点分野以外の官民連携事業も対象事業となり得ます。）。これらは、平成25年度予算の基本方針（平成25年度予算決定概要（平成25年2月国土交通省））を踏まえて重点的に取り組むものです。（別添資料1「官民連携事業の類型について」、別添資料2「重点推進分野について」参照）

#### 【官民連携事業の類型】

- Ⅰ：公共施設等運営事業型（PFI法に基づく公共施設等運営事業として実施される事業）
- Ⅱ：官民連携インフラファンド活用型（現在、国において検討中の、PFI事業に対する金融支援を行う官民連携インフラファンドによる資金調達を想定する事業※）
- Ⅲ：公的不動産利活用型（公共と民間事業者が連携して、既存の公共施設や土地等の公的不動産を戦略的・効率的に利活用する事業※※）
- Ⅳ：エリア開発推進型（公共と民間事業者が一体的なコンセプトの下で、民間の知恵・人材・資金を活かし、複数の施設の整備・運営や核となる施設とその周辺地域の整備・運営等を推進し、地域の魅力向上を図る事業）
- Ⅴ：包括マネジメント型（公共主体が保有する公共施設等を含む複数の業務を包括して民間事業者が実施することに併せて、長期間にわたる当該対象業務の効率的なマネジメントを民間事業者が行う事業）
- Ⅵ：付帯事業活用型（公共施設等の整備・運営はこれまでどおりに行いながら、公共施設等の一部や余剰部分、副産物等を活用して、民間事業者が収益事業を行う事業）
- Ⅶ：その他の先導的事业（これまでに国内で実施実績がない新たなタイプの官民連携事業）

※ Ⅱの対象となる事業は、PFI事業のうち、利用料金収入等で費用を回収するPFI事業（コンセッション方式を含む）となります。なお、官民連携インフラファンドの概要については、別添資料3を参照下さい。

※※平成25年度第2次募集より新設しております。

### 【重点推進分野】

A：防災・減災対策（官民連携により、防災・減災に資する施設を整備・更新または維持管理するものや、既存の施設に防災・減災機能を付加する事業）

B：公共施設の老朽化対策（官民連携により、公共施設の老朽化対策を実施することで、施設の長寿命化や施設機能の回復・強化等を図る事業）

### 2. 3 補助対象経費

補助の対象となるのは、官民連携事業の検討のために、コンサルタント等の専門家に調査や検討を依頼する経費（委託費）です。事業主体に係る経費（人件費等）等、調査委託以外の経費は一切含まれません。

本事業以外に、他の補助金等の支援も受ける事業については、当該支援に係る部分は本事業での補助対象経費から除かれます。

### 2. 4 補助率

全額国費による定額補助とします。

### 2. 5 補助限度額

補助金の1件当たりの上限は20,000千円です。なお、交付される補助金の額については、予算枠や審査結果等を踏まえ、応募申請額に対して調整して決定させていただくことがあります。

本事業の補助対象とならない経費及び補助限度額を超える経費については、本事業以外の、他の補助金等の支援を受けても差し支えありません。

## Ⅱ．助成対象事業主体の選定について

### 1. 選定方法

先導的官民連携支援事業の補助対象事業は、外部有識者からなる第3者委員会の意見を踏まえ、募集期間内に応募があった事業の中から、国土交通省総合政策局長が選定します。

### 2. 選定基準

先導的官民連携支援事業の助成対象主体の選定に当たっては、以下の観点から審査を行います。

#### ○形式審査

- (1) 事業主体が、応募要件を満たしていること。
- (2) 対象事業が、応募要件を満たしていること。

#### ○内容審査

- (1) 事業主体が対象事業を実施することにより、今後の官民連携事業の普及促進に高い効果が期待されること。(汎用性)
- (2) 事業主体によって行われる対象事業の内容が、国、地方公共団体等の上位計画等に沿ったものやその実現に貢献するものであること。(妥当性)
- (3) 事業の実施にあたって障害となる重大な制約がなく、事業実施内容、予定箇所等が具体的であること等により、具体的な案件の形成につながることが期待されること。(実現可能性)
- (4) 本事業で実施する調査・検討内容が適切で、調査・検討による効果が見込まれること。(有効性)

## Ⅲ. 応募申請、交付申請等について

### 1. 応募申請について

#### ○留意事項（重要）

- ・補助金の交付を希望する場合には、応募申請書に必要事項を記載して、以下の宛先まで郵送にて送付して下さい。
- ・応募申請書の様式1～5は電子データを以下の宛先までメールにて送付して下さい。（PDF化せず、元の形式のまま送付して下さい。）

<応募申請時に必ず提出をお願いするもの>

#### ①応募申請書等

- ・応募申請書：地方公共団体等の長の捺印が必要です、ただし、氏名を自筆で記載される場合は捺印不要です。（応募申請書は郵送にて送付下さい）
- ・様式1：応募概要
- ・様式2：事業主体について、提出案件について
- ・様式3：事業内容について
- ・様式4：検討フロー
- ・様式5：補助金要望額

#### ②参考資料

①の様式に記載する内容を補足する資料がある場合は、参考資料としてご提出下さい。

#### ○平成25年度応募受付期間（第2次）

応募受付期間：平成25年7月10日(水)

～平成25年8月23日(金) 14:00必着

#### ○応募書類の提出先

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館3階

国土交通省総合政策局官民連携政策課 鈴木、谷上

TEL：03-5253-8111（内線24224、24226）

電子メール：PPP\_PFI@mlit.go.jp

## 2. 問い合わせ等について

選定にあたり、必要に応じて、応募者に対し事業内容についての問い合わせや追加資料提出等の対応をお願いする場合があります。

## 3. 選定後の交付申請等について

助成対象事業主体に選定された場合は、速やかに交付申請書を国土交通省総合政策局官民連携政策課宛に提出して下さい。なお、交付申請等の手続きの詳細については、「先導的官民連携支援事業補助金交付要綱」をご参照下さい。

## IV. 留意点

本補助金の活用に際しては、下記の事項の他、補助金等に係る予算の適正化に関する法律および補助金交付要綱の規定を遵守して頂くこととなりますので、ご留意下さい。

### (事業の実施及び事業内容の変更)

事業主体は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止または廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。

### (実績報告)

事業主体は補助事業を完了後、実績報告および調査検討内容をまとめた報告書等を提出しなければなりません。

### (事業の実施後)

事業主体は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類（契約書、支払い領収書等を含む）を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

事業完了後に、本事業による検討結果を公表させていただきます。

### (その他)

1つの主体から、複数の案件を提出頂いても構いません。

本事業における調査検討内容をまとめた報告書等に個人情報等が含まれる場合は、取扱に十分ご注意下さい。

必要があると判断された場合、事業中止または事業後に補助事業に関する報告等を求めることや、関係者の事業聴取、事業成果の発表をして頂く場合があります。

本事業は官民連携事業導入の検討のための調査を対象とするものであり、当該官民連携事業を実際に実施するにあたっては、別途、所要の手続き（事業評価、補助金の申請等を含む）や関係機関との調整等を事業主体が自ら行っていただく必要があります。

以上